

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正
Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）	Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）
Ⅲ－３ 諸手続（共通編）	Ⅲ－３ 諸手続（共通編）
Ⅲ－３－１ 登録	Ⅲ－３－１ 登録
（１）～（４）（略）	（１）～（４）（略）
（５）登録申請書の添付書類	（５）登録申請書の添付書類
① （略）	① （略）
② 国内に在留する外国人が提出した <u>外国人登録証明書</u> の写し又は <u>外国人登録済証明書</u> 及び国内に在留しない外国人が提出した <u>本国の住民票の写し</u> 又はこれに準ずる書面（英文等の場合には訳文を添付）は、金商業等府令第９条第２号ロ及び第３号ロ並びに第38条第1号に規定する「これに代わる書面」に該当する。	② 国内に在留する外国人が提出した <u>在留カード</u> の写し又は <u>特別永住者証明書</u> の写し及び国内に在留しない外国人が提出した <u>本国の住民票の写し</u> 又はこれに準ずる書面（英文等の場合には訳文を添付）は、金商業等府令第９条第２号ロ及び第３号ロに規定する「これに代わる書面」に該当する。
（６）～（１０）（略）	（６）～（１０）（略）
Ⅲ－３－２ 届出	Ⅲ－３－２ 届出
金商法に定める各種 <u>届出</u> の受理又は処理に関しては、以下に掲げる点に留意して取り扱うこととする。	金商法に定める各種 <u>届出等</u> の受理又は処理に関しては、以下に掲げる点に留意して取り扱うこととする。
（１）（略）	（１）（略）
（新設）	（２）対象議決権保有届出書の提出に係る留意事項 <u>国内に在留する外国人が提出した住民票の抄本（国籍等の記載のあるものに限る。）、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し及び国内に在留しない外国人が提出した本国の住民票の写し又はこれに準ずる書面（英文等の場合には訳文を添付）は、金商業等府令第38条第1号に規定する「これに代わる書面」に該当する。</u>
<u>（２）</u> （略）	<u>（３）</u> （略）

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正
<u>X. 監督上の評価項目と諸手続（外国証券業者）</u> X－3 諸手続（取引所取引許可業者） X－3－1 許可 金商法第 60 条の 2 の規定に基づく許可申請書の取扱い等にあたっては、Ⅲ－3－1 に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。 （１）許可手続 ① （略） ② 許可申請書の添付書類 イ．（略） ロ．国内に在留する外国人が提出した<u>外国人登録証明書の写し又は外国人登録済証明書</u>及び国内に在留しない外国人が提出した本国の住民票の写し又はこれに準ずる書面（英文等の場合には訳文を添付）は、金商業等府令第 221 条第 6 号に規定する「これに代わる書面」に該当する。 ③～⑥ （略） （２）（略） X－3－2 届出 取引所取引許可業者の届出については、Ⅲ－3－2 <u>（２）</u> に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。	<u>X. 監督上の評価項目と諸手続（外国証券業者）</u> X－3 諸手続（取引所取引許可業者） X－3－1 許可 金商法第 60 条の 2 の規定に基づく許可申請書の取扱い等にあたっては、Ⅲ－3－1 に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。 （１）許可手続 ① （略） ② 許可申請書の添付書類 イ．（略） ロ．国内に在留する外国人が提出した<u>在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し</u>及び国内に在留しない外国人が提出した本国の住民票の写し又はこれに準ずる書面（英文等の場合には訳文を添付）は、金商業等府令第 221 条第 6 号に規定する「これに代わる書面」に該当する。 ③～⑥ （略） （２）（略） X－3－2 届出 取引所取引許可業者の届出については、Ⅲ－3－2 <u>（３）</u> に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。